

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第78号	
事故等種類	運航不能（主機クラッチ損傷）	
発生日時	平成23年5月12日 04時00分ごろ	
発生場所	長崎県平戸市生月島北西方約17海里 (概位 北緯33°35′ 東経129°09′)	
事故等調査の経過	平成23年8月9日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八隆洋丸、12トン NS2-13774（漁船登録番号）、個人所有、明星水産有限会社（用船者）	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	主機クラッチの駆動軸損傷、プロペラ軸曲損及び漁網破損	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、生月島北西方沖において、まき網船団の灯船として操業中、円形状に投網された漁網内から出る際、平成23年5月12日04時00分ごろ、プロペラに漁網を巻き込み、主機が停止した。</p> <p>本船は、巻き込んだ網を切断し、主機を再始動したが、クラッチを中立としても前進側にとられるため、操業の継続が不能となり、来援した僚船により平戸市生月漁港にえい航された。</p>	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北～北東、風力 3～4 海象：波高 約2m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、生月島北西方沖でまき網漁の操業中、投網された漁網内から出る際、プロペラに漁網を巻き込んだことから、クラッチに過大負荷がかかり、クラッチ駆動軸の損傷等を生じて運航不能になったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、生月島北西方沖でまき網漁の操業中、投網された漁網内から出る際、プロペラに漁網を巻き込んだため、クラッチに過大負荷がかかり、クラッチ駆動軸の損傷等を生じたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・灯船が、投網された漁網内から出るときは、漁網の状況を確認すること。	